

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

## 関東神奈川国民年金 事案 7317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年9月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和51年10月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、7千円から9千円ぐらいを、私自身が区役所で納付するか、当時自宅に来ていた銀行員を通じて銀行で納付していたはずである。

申立期間①の国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間の前後の国民年金保険料は現年度納付により納付済みとなっていることが市の国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できる上、申立人は、当該期間に近接した昭和53年10月に国民年金に任意加入する手続を行ったことが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳等により確認できることから、当該期間当時、任意加入被保険者である申立人が、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を昭和51年10月に行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、前述のとおり、申立人の年金手帳等から、53年10月と確認でき、申立人の加入手続時期の主張と一致しない上、申立人は当該加入手続時点において、任意加入被保険者として加入していることから、制度上、遡って被保険者

資格を取得することも、当該期間の国民年金保険料を納付することもできない。

また、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住している申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該賞与に係る支給日を同年8月25日とし、標準賞与額を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月  
② 平成16年2月  
③ 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料（以下「FBデータ」という。）に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、7万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳、同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、F Bデータにおいて、申立人の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給額について記憶していないとしている上、A社の代表清算人は、申立人に係る賃金台帳を保管していないと回答している。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該賞与に係る支給日を平成16年8月25日とし、標準賞与額を1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年8月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料に記載されている内容及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、同僚に係る賃金台帳、同僚が所持している給与明細書及び預金通帳に記載されている内容から判断すると、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を 62 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

私は、平成 2 年 8 月 13 日から 16 年 8 月 12 日までの期間において、A 社に勤務していた。

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準賞与額の記録が欠落している。賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する取引明細証明書並びに申立人と同職種の従業員が保有する賞与明細書及び預金通帳から判断すると、申立人は申立期間に A 社から賞与を受けていたことが認められる。

また、申立人と同職種の従業員が保有している申立期間に係る賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細証明書における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から 62 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から23年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果20年9月から21年8月までは19万円、同年9月から22年8月までは22万円、同年9月から23年6月までは20万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成20年4月から23年6月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から23年7月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間に係る標準報酬月額が、私が記憶している実際の給与支給額と比較すると低くなっている。しかし、控除されていた厚生年金保険料は、実際の支給額に見合うものであったと記憶している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正

してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が保管する給与集計表の記載において確認できる報酬月額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から23年7月1日までの期間における標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年9月6日に、20年9月から21年8月までは19万円、同年9月から22年8月までは22万円、同年9月から23年6月までは20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成20年9月から21年8月までは19万円、同年9月から22年8月までは22万円、同年9月から23年6月までは20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、事業主が保管する給与集計表及び源泉徴収簿の記載において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別添

<一覧表>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 20 年 4 月	16 万円
平成 20 年 5 月	11 万円
平成 20 年 6 月	18 万円
平成 20 年 7 月	17 万円
平成 20 年 8 月	15 万円
平成 20 年 9 月	13 万 4,000 円
平成 20 年 10 月	15 万円
平成 20 年 11 月	16 万円
平成 20 年 12 月	17 万円
平成 21 年 1 月	14 万 2,000 円
平成 21 年 2 月	19 万円
平成 21 年 3 月	16 万円
平成 21 年 4 月	19 万円
平成 21 年 5 月	12 万 6,000 円
平成 21 年 6 月	18 万円
平成 21 年 7 月	17 万円
平成 21 年 8 月	18 万円
平成 21 年 9 月	14 万 2,000 円
平成 21 年 10 月及び同年 11 月	18 万円
平成 21 年 12 月	17 万円
平成 22 年 1 月	14 万 2,000 円
平成 22 年 2 月	18 万円
平成 22 年 3 月	16 万円
平成 22 年 4 月から同年 7 月まで	18 万円
平成 22 年 8 月及び同年 9 月	17 万円
平成 22 年 10 月から同年 12 月まで	18 万円
平成 23 年 1 月	17 万円
平成 23 年 2 月	18 万円
平成 23 年 3 月	17 万円
平成 23 年 4 月	18 万円
平成 23 年 5 月	16 万円
平成 23 年 6 月	18 万円

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から23年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果20年9月から21年8月までは16万円、同年9月から23年6月までは17万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成20年4月から23年6月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から23年7月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間に係る標準報酬月額が、私が記憶している実際の給与支給額と比較すると低くなっている。しかし、控除されていた厚生年金保険料は、実際の支給額に見合うものであったと記憶している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が保管する給与集計表の記載において確認できる報酬月額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から23年7月1日までの期間における標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年9月6日に、20年9月から21年8月までは16万円、同年9月から23年6月までは17万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成20年9月から21年8月までは16万円、同年9月から23年6月までは17万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、事業主が保管する給与集計表及び源泉徴収簿の記載において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別添

<一覧表>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 20 年 4 月	16 万円
平成 20 年 5 月	15 万円
平成 20 年 6 月及び同年 7 月	17 万円
平成 20 年 8 月	14 万 2,000 円
平成 20 年 9 月	16 万円
平成 20 年 10 月	15 万円
平成 20 年 11 月	14 万 2,000 円
平成 20 年 12 月	15 万円
平成 21 年 1 月	11 万 8,000 円
平成 21 年 2 月	16 万円
平成 21 年 3 月	15 万円
平成 21 年 4 月	16 万円
平成 21 年 5 月	12 万 6,000 円
平成 21 年 6 月及び同年 7 月	16 万円
平成 21 年 8 月	15 万円
平成 21 年 9 月	12 万 6,000 円
平成 21 年 10 月から同年 12 月まで	15 万円
平成 22 年 1 月	11 万円
平成 22 年 2 月から同年 7 月まで	15 万円
平成 22 年 8 月	14 万 2,000 円
平成 22 年 9 月	15 万円
平成 22 年 10 月	14 万 2,000 円
平成 22 年 11 月及び同年 12 月	15 万円
平成 23 年 1 月	12 万 6,000 円
平成 23 年 2 月から同年 6 月まで	15 万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 13 万 4,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 7 月 1 日まで

私は、A 社に勤務しているが、申立期間に係る標準報酬月額が、私が記憶している実際の給与支給額と比較すると低くなっている。しかし、控除されていた厚生年金保険料は、実際の支給額に見合うものであったと記憶している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、9 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 6 日に、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（13 万 4,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9 万

8,000円) となっている。

しかしながら、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管する給与集計表及び源泉徴収簿の記載において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、11万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月28日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果36万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、別添<一覧表>の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を別添<一覧表>の標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成20年4月から21年6月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成22年10月1日から23年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月1日から21年7月28日まで  
② 平成22年3月1日から23年9月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間に係る標準報酬月額が、私が記憶している実際の給与支給額と比較すると低くなっている。しかし、控除されていた厚生年金保険料は、実際の支給額に見合うものであったと記憶している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が保管する給与集計表の記載において確認できる報酬月額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成20年9月1日から21年7月28日までの期間における標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年9月6日に、9万8,000円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、事業主が保管する給与集計表及び源泉徴収簿の記載において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成22年10月1日から23年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、事業主が保管する給与集計表及び源泉徴収簿から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別添<一覧表>の標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち平成22年10月1日から23年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを

履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 22 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、事業主は給与集計表を保管していないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間②のうち、平成 22 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、同年 10 月分の給与集計表は存在し、同年 9 月の保険料控除額（翌月控除）は確認できるものの、同年 9 月分の給与集計表が保管されていない上、申立人も給与明細書等の関連資料を所持しておらず当該月に係る報酬月額を推認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち平成 22 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

別添

<一覧表>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 20 年 4 月から同年 8 月まで	34 万円
平成 20 年 9 月	32 万円
平成 20 年 10 月及び同年 11 月	34 万円
平成 20 年 12 月及び 21 年 1 月	32 万円
平成 21 年 2 月	34 万円
平成 21 年 3 月	30 万円
平成 21 年 4 月から同年 6 月まで	32 万円
平成 22 年 10 月から 23 年 8 月まで	32 万円

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年2月29日から同年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（厚生年金保険の適用事業所名は、A社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和46年3月21日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月29日から同年3月1日まで  
② 昭和46年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月から平成12年8月までA社に継続して勤務していたが、同社B支店から同社C支店に転勤した時である申立期間①及び同社C支店から同社B支店に転勤した時である申立期間②が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管していた人事記録及び申立人の同社に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同

社B支店から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B支店における資格喪失日について、同社が保管していた人事記録によると、申立人は、昭和43年4月1日に同社B支店から同社C支店に転勤したとされており、申立期間①当時、申立人は、同社B支店に勤務していたと考えられることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社が保管していた人事記録及び申立人の同社に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年6月から14年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月から15年4月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から15年5月2日まで  
A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬よりかなり低い金額となっている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成13年6月から14年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月から15年4月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成13年6月から15年4月までの長期間に

わたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年4月及び同年5月の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月30日から同年8月1日まで

私は、昭和57年4月1日にA社に入社したが、平成4年にB社に移籍となった。移籍の時期は分からないが、同じ場所で同じ仕事を担当し、給与も途切れることなく支払われていた。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年6月1日までの期間について、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人はA社において同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年4月30日）より後の同年7月8日付けで行われていることが確認できる上、申立人と同日に複数の被保険者が遡って被保険者資格を喪失している

ことが確認できる。

また、雇用保険の記録及び給料支払明細書により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できること、及び履歴事項全部証明書により同社が当該期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年6月1日であると認められる。

また、平成4年4月及び同年5月の標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年6月1日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の記録及び給料支払明細書により、申立人は、B社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年8月1日であるが、履歴事項全部証明書により、同年4月28日に法人として設立していることが確認できることから、同社は同日から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成4年6月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成4年7月1日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、B社に勤務していたことは認められるものの、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、申立人に関する資料が残っていないため、当該期間に係る保険料控除について不明と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで  
夫の厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた申立期間が被保険者期間となっていない。日本年金機構から、申立期間について、夫と同じ被保険者記録であった同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、夫の被保険者記録も訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）昭和44年11月29日に同社C営業所において被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社（本社）において同資格を取得したとされているが、複数の同僚の回答から、申立人が申立期間及びその前後の期間において同社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の者は、申立期間とその前後の期間の勤務場所及び勤務状況に違いは無かった旨を述べているところ、このうちの一人は、「当時、会社から、勤務していた営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、申立期間と近接した時期に、A社の営

業所及び支店の全喪に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社（本社）において同資格を取得している者が多数確認できるところ、これらの者はいずれも被保険者記録が継続していることが確認できる上、このうち複数の者が、「会社から、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月のA社（本社）における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成23年1月5日とされ、同日から24年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を23年1月5日とし、申立期間の標準報酬月額を別添の<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年1月5日から24年7月1日まで

私は、A社において平成23年1月5日から嘱託従業員として現在も継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が24年7月1日になっている。同社が資格取得日を23年1月5日とする厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したが、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間となっているので申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成23年1月5日とされ、同日から24年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険被保険者記録及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、同社に平成23年1月5日から継続して勤務し、申立期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記、賃金台帳において確認できる報酬月額及び社会保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 23 年 1 月	22 万円
平成 23 年 2 月及び同年 3 月	24 万円
平成 23 年 4 月	22 万円
平成 23 年 5 月から同年 7 月まで	19 万円
平成 23 年 8 月	20 万円
平成 23 年 9 月及び同年 10 月	19 万円
平成 23 年 11 月から 24 年 6 月まで	20 万円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 52 年 3 月まで

私が結婚のために会社を退職した翌月の昭和 50 年 10 月頃、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、昭和 50 年 11 月に結婚後、夫の分と一緒に遅滞なく納付しており、滞納して督促を受けた記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額を記憶していないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、母親が、昭和 50 年 10 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、結婚後、申立人が夫の分と一緒に遅滞なく納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、52 年 5 月頃と推認されることから、申立内容と一致しないほか、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付により納付するほかないが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無かったと述べている。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡



は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7319

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

私は、A国の会社を退職して昭和50年9月に帰国したので、翌月から国民年金保険料の納付を開始する手続を行った。私の国民年金の加入手続は、母親が、既に行ってくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、昭和50年11月に結婚後、妻が、自身の分と一緒に遅滞なく納付してくれており、妻から、「滞納して督促を受けた記憶は無い。」と聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする申立人の母親から証言を得ることは困難である上、申立期間の保険料を納付してくれていたとする妻は、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額を記憶していないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、A国から帰国した昭和50年9月頃までに、母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、結婚後、妻が自身の分と一緒に遅滞なく納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、52年5月頃と推認されることから、申立内容と一致しないほか、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付により納付するほかないが、当該期間の保険料を納付してくれたとする妻は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無かった

と述べている。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 6 月から 19 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月から 19 年 3 月まで

私は、昭和 62 年頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、前納だったか、あとから一括で納付したのか記憶が無いが、納付書により銀行で納付した。当時、半年分くらいを一括して納付した記憶はあるが、10 か月分を一括して納付した記憶は定かでない。当時の保険料月額は 1 万 3,300 円程度であったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、10 か月分の保険料を一括して納付した記憶は定かでないとしており、保険料を納付した時期及び金額等を記憶していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、当該事務の一元化に伴い、事務処理の機械化が一層促進された期間であることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9272

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月  
申立期間の標準賞与額の記録は、年金給付に反映されない記録となっている。  
調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人に係る A 市の平成 20 年度市県民税課税台帳に記載された平成 19 年分所得控除等社保料から、B 事業所の前に勤務していた事業所より提出された平成 19 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を差し引いた額は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額（22 万円）に基づく社会保険料を含まない B 事業所における各月の標準報酬月額の世界保険料の合計額とおおむね一致していることから、申立期間の厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを推認することができない。

また、B 事業所は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間当時、申立人が口座開設していたとする金融機関に入出金記録を照会したものの、申立期間に係る取引記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年4月1日までの期間、同年10月1日から21年8月1日までの期間及び22年9月1日から23年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成21年8月1日から22年2月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年4月1日まで  
② 平成15年10月1日から22年2月1日まで  
③ 平成22年9月1日から23年7月1日まで

私は、A社に勤務しているが、申立期間に係る標準報酬月額が、私が記憶している実際の給与支給額と比較すると低くなっている。しかし、控除されていた厚生年金保険料は、実際の支給額に見合うものであったと記憶している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を申立期間①及び②については59万円に、申立期間③については62万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、申立期間②のうち平成15年10月1日から21年8月1日までの期間及び申立期間③について、事業主が保管する給与集計表から、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録と一致又は下回っていることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、平成21年8月1日から22年2月1日までの期間について、上記の給与集計表から、申立人が給与から控除されていた当該期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録を上回っていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を通じてA社の唯一の役員かつ理事長であったことが確認できる上、同社に係る滞納処分票の事蹟<sup>じせき</sup>により、申立人が同社における社会保険事務に関する最終決裁者であることが推認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり、特例法第1条ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

A社（現在は、B社）から平成 18 年 4 月に賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、A社が加入していたC健康保険組合は、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を確認することができないと回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、平成 18 年 7 月及び同年 12 月に賞与を支給されていることが確認できるところ、B社は、「A社の賞与支払時期は給与規程により、7 月及び 12 月の年 2 回と定められており、決算賞与等を含め 4 月の支給は無かった。また、平成 18 年 4 月、同年 7 月及び同年 12 月の計 3 回賞与が支給された社員はいない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。